平成２３年（フ）第８号
山梨県上野原市コモアしおつ２丁目23番10号
債務者　飛田　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
山梨県大月市大月２丁目22番16号
債務者　鬢櫛喜代美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7559番地２
債務者　古屋　保信
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長野県塩尻市大字広丘堅石117番地８
債務者　松村　隆弘
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６６号
長野県大町市大町2138番地５
債務者　北澤　正雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６９号
長野県安曇野市三郷明盛264番地12
債務者　小波瀬沙織
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２５号
岐阜市柳津町上佐波１丁目336番地　アミティ21―Ｂ104号室
債務者　田中　健次
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
岐阜市柳津町上佐波１丁目336番地　アミティ21―Ｂ104号室
債務者　田中　慈惠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７号
岐阜県本巣郡北方町加茂308―101　バンベール北方301、住民票上の住所岐阜県本巣市長屋550番地５
債務者　若杉　博行
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
岐阜市早田本町１丁目36番地
債務者　松葉三枝子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
岐阜市八代３丁目３番12号
債務者　古宮　　香（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
岐阜県瑞穂市牛牧1141番地１
債務者　奥村　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
岐阜市琴塚１丁目13番９号
債務者　寺島　宏一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０６号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ２―821
債務者　若原　美香（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６７号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘２棟701号
債務者　シルキーことマリーゴールドこと　馬場　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９０号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町２丁目117番地１アンシャンテ101号
債務者　井上　孝弘
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９４号
兵庫県姫路市亀山246番地１ハクロアベニュー101号
債務者　東山　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部